

## 長崎市長に対する銃撃事件に厳重抗議する会長声明

平成19年4月17日午後7時50分ころ、長崎市大黒町のJR長崎駅前で伊藤一長長崎市長が暴力団構成員に背後から短銃で銃撃され、死亡するという事件が発生した。同市長は、今月22日投開票が予定されていた同市の市長選挙に立候補しており、選挙運動の期間中の凶行でもあった。

今回の事件の動機ないし背景については捜査中であるが、その動機がいかなるものであれ、自治体の長である首長に対し、しかもその選挙期間中に行われたものであって、本件行為は、民主主義社会に対する重大な侵害行為であることに変わりはない。

かつて長崎市においては、1990（平成2）年にも、当時の本島等長崎市長が銃撃されるという事件が発生しているが、近年でも全国における国会議員等の政治家に向けられた事件が頻発している。このように政治家に向けられた暴力行為は、対象となった政治家本人のみならず他の個人、団体の政治活動および言論の自由を威嚇し、それを萎縮させかねないものであって、断じて許すことはできない。

また、首長はじめ自治体行政を対象とした暴力行為も増加しているが、その目的がなんであれ、暴力による威嚇や報復を背景にして自らの主張や要求を強いる行為や活動は、公正、公平であるべき行政の運営を阻害するものであるとともに、市民生活の平穏に対する重大な脅威でもある。

我々佐賀県弁護士会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという弁護士の使命に照らし、関係機関、団体と団結して、このような暴力行為の撲滅のために力を尽くすことを改めて決意するものである。

最後に、志半ばで凶弾に倒れた伊藤一長市長のご冥福を会員一同衷心からお祈り申し上げる次第である。

2007（平成19）年4月26日

佐賀県弁護士会

会長 松 尾 弘 志